

議案第35号

朝来市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年6月6日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

一般財団法人兵庫県市町職員互助会運営規則(平成23年5月26日議決)が改正され、互助会会員たる職員から短時間勤務職員が除かれたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例

朝来市職員の互助共済制度に関する条例（平成17年朝来市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者を除く。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 議案第35号資料

### 朝来市職員の互助共済制度に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会員) 第2条 互助会の会員は、職員のうち次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 兵庫県市町村職員共済組合の組合員 (2) 公立学校共済組合兵庫支部の組合員で兵庫県学校厚生会の会員でない者</p>	<p>(会員) 第2条 互助会の会員は、職員のうち次に掲げる者とする。<u>ただし、1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い者を除く。</u></p> <p>(1) 兵庫県市町村職員共済組合の組合員 (2) 公立学校共済組合兵庫支部の組合員で兵庫県学校厚生会の会員でない者</p>